

UBS 中国人民元債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券



第8期決算のお知らせ

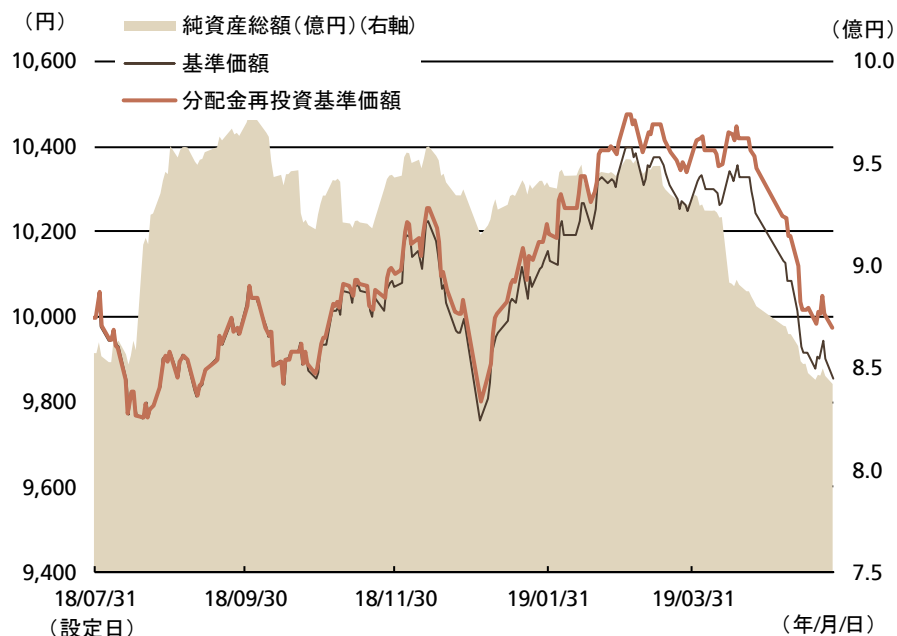
当ファンドは、2019年5月27日に第8期決算を迎えました。
 当期につきましては、下記の通り収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

■第8期:2019年4月26日～2019年5月27日

| 当期分配金 (1万口当たり、税引前) | 設定来分配金 累計 | 当期期末基準価額 (分配金落ち後) |
|-----------------------|--------------|----------------------|
| 15円 | 120円 | 9,855円 |

基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■基準価額と純資産総額の推移 (設定日～2019年5月27日)



※基準価額(分配金再投資)は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

収益分配に関する留意事項

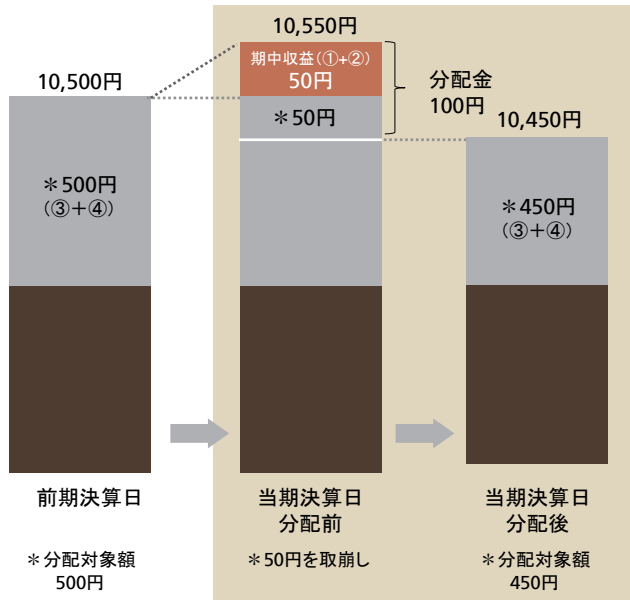
◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



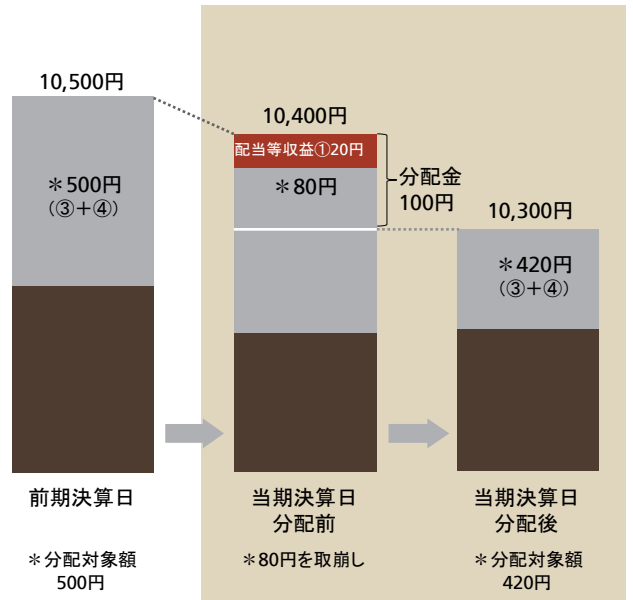
◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

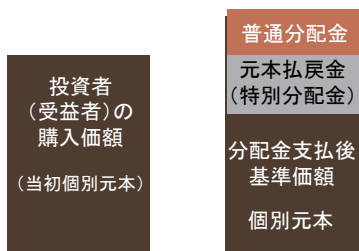


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

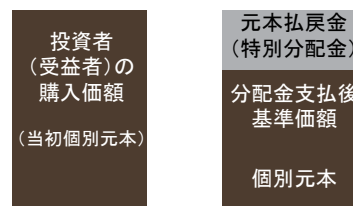
◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■主なリスク

公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。なお、当ファンドが投資対象とする中国人民元債券には、中国国内の信用格付会社により格付けが付与された銘柄があり、その格付けのランク※が国際的な信用格付会社の評価と異なることに留意が必要です。また、中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国人民元債券には、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

※格付けのランクとは、例えば代表的な国際的な信用格付会社の1社であるS&Pグローバル・レーティング社の場合、「AAA」を最上位として最下位「D」までの間で表示され、「BBB-」以上を投資適格としています。

為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 |
|-----|---------|---|
| 購入時 | 購入時手数料 | <p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24% (税抜3.0%) 以内^{*1}で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(スイッチングの場合は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62% (税抜1.50%) 以内^{*2}で販売会社が定める率を乗じて得た額) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。「マネープール」へのスイッチングには購入手数料はかかりません。)</p> <p>*1消費税率が10%になった場合は、3.3%以内となります。 *2消費税率が10%になった場合は、1.65%以内となります。</p> <p>※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。</p> |
| 換金時 | 信託財産留保額 | <p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3% 「マネープール」には信託財産留保額はありませぬ。</p> |

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|-------|--------------|------|-------|---|------|-------|--------------------|
| 保有時 | 運用管理費用 (信託報酬) | <p>当ファンド 日々の純資産総額に年率1.1124%* (税抜年率1.03%)を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、年率1.133%となります。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.50%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> | 委託会社 | 0.50% | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 0.50% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 |
| | 委託会社 | 0.50% | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.50% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | <p>ファンドの純資産総額に対して年率0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)</p> | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>当ファンドの純資産総額に対して年率1.2924%程度* *消費税率が10%になった場合は、年率1.313%程度となります。</p> | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 | | | | | | | | | | |
| | 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | | | | | | | | | |
| | 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等 | | | | | | | | | |
| | 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 | | | | | | | | | | |
| | 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | | | | | | | | | |
| | 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 | | | | | | | | | |
| | ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

| | |
|----------|---|
| 購入単位 | 販売会社が独自に定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円) |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が独自に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、指定外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。 |
| 購入・換金不可日 | シンガポール証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。 |
| 信託期間 | 2018年7月31日から2028年7月25日まで ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。 |
| 繰上償還 | 各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2019年7月31日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | [毎月決算型] 原則として毎月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | [毎月決算型] 毎決算時(毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

ファンドの関係法人

| | |
|------------------|--|
| 委託会社 | UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 |
| 投資対象とする投資信託の運用会社 | 「UBS(Lux)ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)」 UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド 「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」 UBSアセット・マネジメント株式会社 |
| 販売会社 | 岩井コスモ証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2019. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。